公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年八月四日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　青森ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年九月三日　午後二時から

三　場所　青森県観光物産館（青森県青森市安方一丁目一番四十号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更終了に伴う総原価の見直しに伴う料金改定。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎）並びに青森ガス株式会社（青森県青森市港町三丁目六番三十三号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「青森ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年八月十九日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「青森ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年八月十九日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

青森ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第８６０７号

石川県金沢市南町１番１号

申立人　金沢信用金庫

本籍石川県金沢市松村町ヌ30番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所富山県南砺市、死亡年月日平成22年３月29日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和22年４月17日、職業不詳

被相続人　亡　村　　利三

事務所石川県金沢市大手町２番25号　レジデンス大手門204号　多賀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　多賀　秀典

金沢家庭裁判所

平成２２年（家）第８６６６号

石川県金沢市卯辰町ヲ８番地２

申立人　森　冨美代

本籍石川県金沢市円光寺１丁目242番地、最後の住所石川県金沢市円光寺１丁目18番24号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成22年４月30日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日大正６年９月23日、職業自営業

被相続人　亡　中山　正男

石川県金沢市兼六元町９番17号、事務所石川県金沢市橋場町１番29号レジデンス兼六２階　戸水法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸水　武史

金沢家庭裁判所

平成２２年（家）第８６６８号

石川県金沢市馬替３丁目18番地６

申立人　蜂谷　博行

本籍石川県珠洲市上戸町北方五字160番地、最後の住所石川県金沢市高柳町13の１番地23、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成22年２月２日、出生の場所石川県珠洲市、出生年月日昭和40年６月９日、職業公務員

被相続人　亡　蜂谷　静生

事務所石川県金沢市橋場町１番29号レジデンス兼六２階　戸水法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸水　武史

金沢家庭裁判所

平成２２年（家）第５１９５号

福井県あわら市二面第１号10番地

申立人　坂井北部土地改良区

本籍福井県あわら市山十楽第９号22番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福井県あわら市、死亡年月日平成17年３月26日、出生の場所福井県坂井郡細呂木村、出生年月日大正２年７月11日、職業農業

被相続人　亡　伊藤六右衛門

事務所福井県福井市宝永４丁目３番29号

相続財産管理人　弁護士　金井　　亨

福井家庭裁判所

平成２２年（家）第７０４７０号

大阪府大阪市中央区本町１丁目４番５号

申立人　大阪市信用保証協会

本籍京都府船井郡丹波町字実勢小字下岡47番地の２、最後の住所大阪市旭区高殿６丁目12番32―614号、死亡の場所大阪市西区、死亡年月日平成14年８月27日、出生の場所京都府船井郡丹波町、出生年月日昭和25年６月９日、職業会社代表者

被相続人　亡　**湊**　　武司

事務所大阪市北区南森町２丁目１番29号三井住友銀行南森町ビル３階

相続財産管理人　弁護士　細見　文博

大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第７０６１０号

大阪市都島区内代町３丁目８番５―503号

申立人　佐野　琢郎

本籍兵庫県姫路市車崎１丁目1765番地、最後の住所大阪市東淀川区淡路４丁目27番20号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日平成22年４月17日、出生の場所大阪市北区、出生年月日大正８年７月３日、職業不詳

被相続人　亡　矢野あさ子

事務所大阪市北区南森町２丁目１番29号三井住友銀行南森町ビル３階

相続財産管理人　弁護士　細見　文博

大阪家庭裁判所